

鶴岡市農業委員会第12回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和6年11月12日(火) 午後1時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室
出 席 農業委員	1番 五十嵐 寛 2番 阿部 晃士 3番 石塚 治己 4番 佐藤 晃 5番 荻原 優太 6番 松本 典子 7番 鈴木 敏徳 8番 田澤 幸弘 9番 佐藤 泰仁 10番 原田 政幸
出 席 推進委員	1番 渡部 信子 2番 齋藤 靖 3番 須田 進二 4番 齋藤 潤子 5番 小南 賢史 6番 榎本 勝 7番 吉住 喜之 8番 長谷川 浩之 9番 佐藤 圭介 10番 野村 仁 11番 池田 賢成 12番 小林 節徑 13番 田村 亮真 14番 佐藤 宣夫 15番 本間 長志 16番 伊藤 貢
遅 参 委 員	なし
早 退 委 員	なし
欠 席 委 員	なし
事 務 局	局長 伊藤 幸 局長補佐 黒井 布美 主査 坂田 英勝 調整専門員 伊藤 淳 主事 齋藤 静 主事 佐藤 優羽 鶴岡分室主査 村田 直樹 温海分室主事 牧 一希
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午後 1 : 3 0
議 長	本日の欠席届、遅参・早退はありません。定足数に達しておりますので、只今より第12回西部農地部会を開会いたします。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により議長において指名いたしますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、6番 松本 典子委員、7番 鈴木 敏徳委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。それでは、報告事項に入らせていただきます。

議 長	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第3号 農地に関する登記申請に関わる係る登記官からの通知について、報告第4号 農用地利用集積等促進計画の許可について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について》 (説 明)《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について》 (説 明)《報告第3号 農地に関する登記申請に関わる係る登記官からの通知について》 (説 明)《報告第4号 農用地利用集積等促進計画の許可について》
議 長	報告事項ではありますが、質問はございませんか。
	(発言者なし)
議 長	なければ、これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議 長	それでは担当地区委員からの現地調査報告をお願いいたします。9番 佐藤 圭介推進委員。
9番推進委員	9番 佐藤です。鶴24、鶴25について報告いたします。両案件とも周辺農地の効率的な利用の確保に支障が生じる恐れがなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると判断しましたので報告します
議 長	次に、15番 本間 長志推進委員。
15番推進委員	推進委員15番 本間です。温4の所有権移転につきまして、10月31日に五十嵐 寛農業委員、佐藤 宣夫推進委員、伊藤 貢推進委員と私で、申請のあった現地を確認しております。譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、申請の農地4筆の使用予定は、自家野菜、あつみ蕪の焼き畑に使用したいということでございまして問題はないと思われまます。以上報告いたします。
議 長	次に、鶴26の報告をお願いします。13番 田村 亮真推進委員。
13番推進委員	推進委員13番 田村です。鶴26の案件ですが、年金受給に伴う再設定であり、農地法第3条第2項各号に該当しないと判断した事を、報告いたします。
議 長	続きまして、鶴27の報告をお願いします。2番 阿部 晃士委員。
2番委員	2番 阿部です。鶴27の案件ですが、年金受給に伴う再設定であり、農地法第3条第2項各号に該当しないと判断しました事を、報告いたします。
議 長	それでは、審議に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。3番 石塚 治己委員。
3番委員	3番 石塚です。鶴25の案件ですが、無償になった経緯、農地の状況とか、わかれば教えていただきたいです。
議 長	はい、事務局、説明をお願いします。

事務局	鶴 25 の案件ですが、お話を聞きますと、過去に渡人と、受人が土地を交換していて、名義が自分に変わっていると思っていたらしいのですが、実際はその手続きをしていなくて、まだ渡人の名義のままであったとの事。実際、土地の耕作は受人が、行っていたということがわかったので、現状に直すということで、今回 3 条の無償の申請を行ったという経緯であります。
議長	他にありますでしょうか。
	(発言者なし)
議長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議長	全員賛成により、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、議案通り決しました。続きまして、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局	(説明) ≪議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について≫
議長	それでは現地調査報告をお願いします。2 番 阿部 晃士委員。
2 番 委員	2 番 阿部です。11 月 1 日に、私と池田 賢成推進委員と、事務局の村田さんで現地確認をしてきました。申請地は、伊勢横内集落の東側にある土地で、一般住宅建設のための転用申請です。申請地東側及び南側の農地の接続に、集団性があり、一種農地と考えられますが、集団性の阻害等、周辺農地への影響もなく、集落接続として、許可相当と判断いたしました。以上です。
議長	それでは、審議に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。
	(発言者なし)
議長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議長	全員賛成により、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、議案通り決しました。続きまして、議案第 3 号 農地利用集積計画 (案) について、事務局の説明を求めます。
事務局	(説明) ≪議案第 3 号 農地利用集積計画 (案) について≫
議長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手を願います。
	(発言者なし)
議長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第 3 号 農地利用集積計画 (案) について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議長	全員賛成により、議案第 3 号 農地利用集積計画 (案) については、議案通り決しました。続きまして、議案第 4 号 非農地証明願について、事務局の説明を求めます。

事務局	(説明)《議案第4号 非農地証明願について》
議長	それでは現地調査報告をお願いします。11番 池田 賢成推進委員。
11番推進委員	11番 池田です。11月1日に阿部晃士委員と事務局の村田さんとともに調査しました。申請地は大広字山越と字広浜地内の土地8筆です。昭和50年ごろより不耕作のため、原野山林化しておりまして、農地性はないと判断いたしました。以上です。
議長	それでは、審議に入ります。質疑のある方は挙手を願います。
	(発言者なし)
議長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第4号 非農地証明願について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議長	全員賛成により、議案第4号 非農地証明願については、議案通り決しました。以上で、本日の審議はすべて終了しました。以上で、第12回西部農地部会を閉会します。
	閉 会 午後1:45
	議長 <u>原 田 政 幸</u>
	議事録 署名委員 <u>松本 典子</u>
	議事録 署名委員 <u>鈴木 敏徳</u>